

# 石川県公報

平成27年4月28日  
第12794号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○保安林の指定の解除予定	(森林管理課) 1	○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 2
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同) 2
○県道の供用の開始	(同) 1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同) 3
		○平成27年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告	(自然環境課) 3
		○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4
		○農用地利用配分計画の認可	(農業政策課) 5
		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 5

## 告 示

### 石川県告示第205号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除予定保安林の所在場所  
金沢市粟崎町四丁目171の2
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 解除の理由  
公共施設用地とするため

### 石川県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。  
なお、その関係図面は、平成27年4月28日から同年5月12日まで縦覧に供する。  
平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
三日市松任線	白山市村井町649番地先から	旧	9.98 ~ 10.48	142.5	石川土木総合事務所 維持管理課
	白山市村井町カ680番1地先まで	新	10.23 ~ 13.27	142.5	
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良ム30番1地先から	旧	3.88 ~ 5.00	50.1	奥能登土木総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字比良ム25番1地先まで	新	4.73 ~ 10.33	50.1	

### 石川県告示第207号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成27年4月28日から同年5月12日まで縦覧に供する。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
三日市松任線	白山市村井町649番地先から 白山市村井町カ680番1地先まで	平成27年4月28日	石川土木 総合事務所 維持管理課
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良ム30番1地先から 鳳珠郡穴水町字比良ム25番1地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
井 美 暢 子	県内全域	金沢市宝町13番1号 金沢大学附属病院
梅 暁 子	〃	〃
馬 瀬 新太郎	〃	〃
黒 田 梨 絵	〃	〃
岩 崎 秀 紀	〃	〃
久 保 達 哉	〃	〃
山 田 真 平	〃	〃

### 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
山 本 晃 子	七尾市国分町ラ部2番地1 桑原母と子クリニック	平成27年3月31日
植 木 愛	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	〃
	七尾市桜町12番地 けいじゅファミリークリニック	
海 渡 翔	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	〃
	七尾市桜町12番地 けいじゅファミリークリニック	
柿 沼 智 彦	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	〃
	七尾市桜町12番地 けいじゅファミリークリニック	
藤 井 正 文	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	〃
	七尾市桜町12番地 けいじゅファミリークリニック	

西川 昌志	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	〃
宇野 豪洋	〃	〃
大倉 徳幸	〃	〃
豊田 健	〃	〃
樋上 拓哉	〃	〃
牧 尉太	〃	〃
諸角 聡美	〃	〃

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
北川 直孝	七尾市富岡町94番地 恵寿総合病院	平成27年3月31日
品川 真里子	七尾市松百町八部3番地の1 七尾病院	〃
高 島 聡	金沢市石引4丁目3番5号 松原病院	平成27年4月13日

平成27年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成27年度の狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 日時及び場所

(1) 狩猟免許試験

日 時	申 請 期 間	場 所	主な対象区域
平成27年6月8日(月) 午前10時から	平成27年5月1日(金)から 同年5月25日(月)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	県 全 域
平成27年7月28日(火) 午前10時から	平成27年6月17日(水)から 同年7月14日(火)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ中ホール	〃
平成27年9月19日(土) 午前10時から	平成27年8月10日(月)から 同年9月4日(金)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター 本館第1研修室	〃
平成28年2月16日(火) 午前10時から	平成28年1月6日(水)から 同年2月2日(火)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ中ホール	〃

(2) 狩猟免許更新適性試験及び講習

日 時	申 請 期 間	場 所	主な対象区域
平成27年6月15日(月) 午後1時から	平成27年5月7日(木)から 同年6月1日(月)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1102会議室	県全域
平成27年7月8日(水) 午後1時から	平成27年5月28日(木)から 同年6月24日(水)まで	輪島市三井町洲衛10-11-1 奥能登総合事務所(のと里山空港4階)41会議室	輪島市、珠洲市、 鳳珠郡

平成27年7月9日(木) 午後1時から	平成27年5月29日(金)から 同年6月25日(木)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 七尾サンライフプラザ第24会議室	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水町、中能登町
平成27年7月10日(金) 午後1時から	平成27年6月1日(月)から 同年6月26日(金)まで	小松市大島町丙42番地3 小松市民センターセミナールームA	小松市、能美市、 川北町
平成27年7月13日(月) 午後1時から	平成27年6月2日(火)から 同年6月29日(月)まで	加賀市山代温泉北部2-68 加賀市文化会館101号会議室	加賀市
平成27年7月21日(火) 午後1時から	平成27年6月10日(水)から 同年7月7日(火)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	県全域
平成27年8月4日(火) 午後1時から	平成27年6月24日(水)から 同年7月21日(火)まで	白山市白山町336 手取川水道事務所2階大会議室	白山市、県全域

## 2 申請書等の提出先

住所地を管轄する各石川県農林総合事務所管理部

## 3 その他

試験、講習等についての問合せは、石川県環境部自然環境課又は各石川県農林総合事務所管理部へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロ野々市店

野々市市北西部土地区画整理地内45街区

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役社長 村田 隆一

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

## 3 変更の年月日

平成24年6月28日

## 4 変更する理由

設置者代表者の変更のため

## 5 届出年月日

平成27年4月20日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

平成27年4月28日から同年8月28日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年8月28日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 大浦豊栄農園	金沢市大浦町ホ53	金沢市東蚊爪321-2ほか1筆
農事組合法人 俵ファーム	金沢市俵町ヲ13	金沢市俵町戸11ほか6筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市八田町東40	金沢市八田町東682-1ほか4筆
農事組合法人 竹橋営農組合	河北郡津幡町字竹橋東34-2	河北郡津幡町字竹橋に26ほか249筆
長田 英伸	羽咋郡宝達志水町子浦と56-1	羽咋郡宝達志水町子浦30
寺井 弘樹	羽咋郡宝達志水町東間ヨ131-1	羽咋郡宝達志水町東間31ほか11筆
農事組合法人 たなかふぁーむ	七尾市佐味町28-67	七尾市佐味町ワ12ほか7筆
松中 功裕	七尾市中島町河崎ヌ-13	七尾市中島町河崎1-121ほか1筆
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ59	鹿島郡中能登町井田ほ39ほか9筆
農事組合法人 能登花見月	鹿島郡中能登町花見月丁31	鹿島郡中能登町上後山に54ほか6筆
有限会社 北都	鹿島郡中能登町一青口53	鹿島郡中能登町一青27-10
有限会社 みおや企画	鹿島郡中能登町藤井ツ44-1	鹿島郡中能登町藤井ク68
棚田 孝博	鹿島郡中能登町上後山ヲ22	鹿島郡中能登町上後山に35
諏訪 俊春	鹿島郡中能登町小竹キ56	鹿島郡中能登町小竹キ142ほか1筆
待寺 裕之	鹿島郡中能登町久江ニ34-10	鹿島郡中能登町久江イ77ほか1筆
今井 國雄	鹿島郡中能登町久江ソ19-1	鹿島郡中能登町久江フ乙25ほか1筆
久島 栄治	鹿島郡中能登町久江ヌ21-2	鹿島郡中能登町久江か59
大岡 千一	鹿島郡中能登町良川ヨ14	鹿島郡中能登町良川ち17-1ほか48筆
鵜家 一幸	鹿島郡中能登町良川ト51	鹿島郡中能登町良川か37-1ほか45筆
谷 喜義	鹿島郡中能登町能登部下57-10-18	鹿島郡中能登町能登部下53-6
澤井 昭範	鹿島郡中能登町能登部下112-42	鹿島郡中能登町能登部下135-29ほか1筆
八十田 敏彦	鹿島郡中能登町金丸ケ56	鹿島郡中能登町上後山と82-1ほか4筆
山口 寛	鹿島郡中能登町末坂タ86	鹿島郡中能登町末坂16-8ほか4筆
須鹿 弘	鹿島郡中能登町末坂ソ26	鹿島郡中能登町末坂4-37-1ほか7筆
宮崎 一也	鹿島郡中能登町西イ6-4	鹿島郡中能登町西壺3ほか1筆
農事組合法人 時国営農組合	輪島市町野町南時国1-49-乙	輪島市町野町南時国58ほか53筆
井村 辰二郎	金沢市疋田2-210-2	輪島市門前町山是清25-9ほか14筆
アジア農業 株式会社	鳳珠郡能登町字当日60-33	輪島市門前町山是清27-3ほか10筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当日24-30	鳳珠郡能登町字当日ヨ41-2ほか86筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38-37	鳳珠郡能登町字当日花19ほか64筆
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町タ28-1	鳳珠郡能登町字松波61-8ほか11筆

2 認可年月日

平成27年4月28日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成27年4月30日から同年6月2日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年4月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営中山間地域 総合整備事業	柳田西部地区 (極楽寺工区)	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課
〃	柳田西部地区 (中組工区)	〃	〃